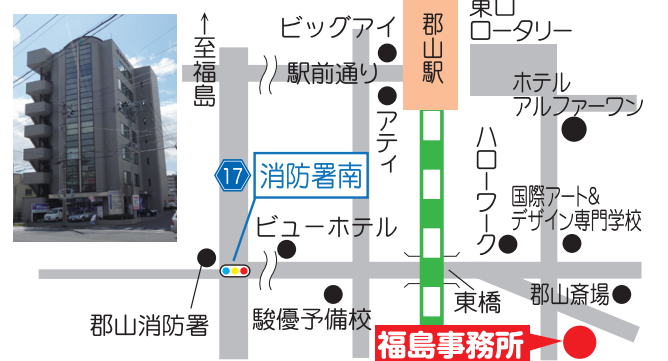


センターのご利用について

※令和2年4月1日より、①県北・会津・いわき支所の開所日が変わります。また、②会津支所の所在地が変わります。

最寄りの事務所・支所(開所日における受付時間 平日9:00～17:00予約不要)まで直接お越しいただくか、下記フリーダイヤルまでお問い合わせください。

〈福島事務所〉 引き続き月～金曜日に開所いたします



福島県郡山市方八町1-2-10(郡中東口ビル2階)
*入居者用ではなくテナント用のエレベーターをご利用ください。

〈県北支所〉 毎週月・水・金曜日に開所いたします



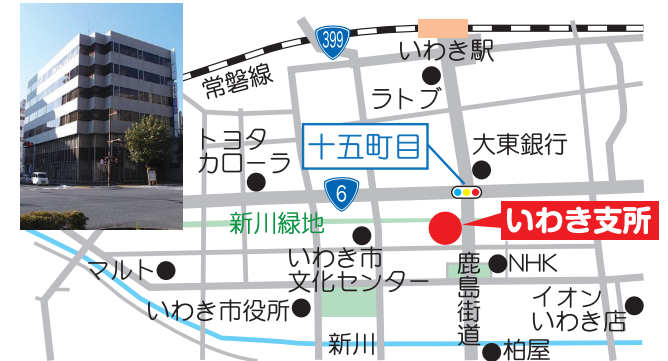
福島県福島市霞町1-52(福島市市民会館503号室)

〈会津支所〉 毎週火・木曜日に開所いたします 支所の所在地が変わります



福島県会津若松市追手町7-5
(福島県会津若松合同庁舎新館 2階ミーティングルーム2)
*松長1丁目の支所及び出張窓口は閉鎖します。*郵送物は福島事務所へお願いします。

〈いわき支所〉 毎週月・火・木・金曜日に開所いたします



福島県いわき市平字小太郎町1-6(いわきセンタービル4階)

〈相双支所〉 引き続き月～金曜日に開所いたします



福島県南相馬市原町区本町2-1
(南相馬市役所北庁舎2階)

○ホームページ

https://www.mext.go.jp/a_menu/genshi_baisho/jiko_baisho/detail/adr-center.htm

又は



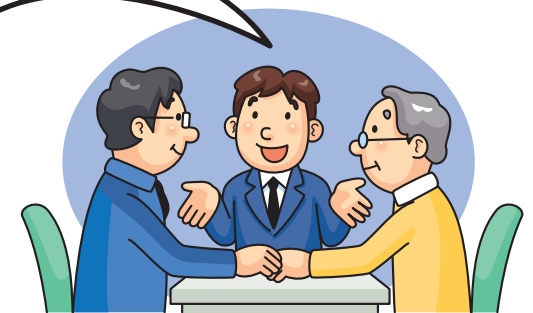
原子力損害賠償紛争解決センター

検索

原子力損害賠償紛争解決(ADR)センターから皆さまへ

原発事故による損害賠償で、「東京電力から示された金額では納得できない。」
「東京電力から賠償されない。」
などお困りの方

➡ **中立・公正な公的機関
「紛争解決(ADR)センター」
が無料で仲介します。**



重要

●センターからのお知らせ●

- ✓ 申立手数料は無料です。
※申立書類の作成費用、郵送費用等は各自のご負担となります。
- ✓ 事故直後の損害について、今からでも申立てができます。
- ✓ 裁判よりも手続きが簡便で、ご本人様おひとりでも申立てができます。
- ✓ 弁護士費用は自己負担ですが、センターでは、和解金額の3%を目安に、弁護士費用を賠償すべき損害と認めています。
- ✓ 東京電力への直接請求と同時並行で申立てができます。
- ✓ 既に東京電力との間で合意している場合でも申立てができます。
- ✓ 東京電力から提示のあった金額よりも低い和解案は出ません。
- ✓ 東京電力との間で争いがない金額については、速やかに、一部和解案の提示を行っています。

※ センターでは、HPに加え、携帯サイトを開設しております。

⇒「文部科学省 ADR」で検索

○お問い合わせ 原子力損害賠償紛争解決センター

フリーダイヤル



0120-377-155

(受付時間 平日10:00～17:00)

申立書の送付は、原子力損害賠償紛争解決センター東京事務所(〒105-0003 東京都港区西新橋1-5-13 9階)をお願いいたします。 令和2年2月発行

和解仲介の手続きの流れ(標準的な例)

